



2023年5月8日

各位

スパークス・グループ株式会社  
代表取締役社長 グループ CEO 阿部 修平  
(コード8739 東証プライム市場)

## 当社子会社の英国での訴訟の送達期間の経過に関するお知らせ

当社は、2022年11月22日付「当社子会社に対する英国での訴訟の提起のお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社子会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下、SAM社）に対して英国において訴訟が提起（以下、本訴訟）されておりましたが、訴状の送達がないまま、送達期限（2023年5月2日（現地時間））が経過いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### ■本訴訟の提起のあった裁判所、年月日

イングランド・ウェールズ高等法院王座裁判所（英国）（以下、英国裁判所）  
（High Court of England and Wales, King's Bench Division (U.K.）

2022年11月2日（現地時間） 訴訟提起日

2023年5月2日（現地時間） 英国民事手続規則による訴状及び請求明細書の送達期限日

2022年5月5日（現地時間） SAM社は本訴訟に関連する訴状及び請求明細書の送達を受けていないことを確認

### ■訴訟を起こした者の概要

名称：Verdi Law Group, P.C.（以下、原告）

住所：178 S. Victory Blvd. Suite 105, Burbank, California 91502, United States of America

代表者：Alfred J. Verdi (Chief Executive Officer)

### ■訴訟内容等

上記の通り、SAM社は本訴訟に関する訴状の正式な送達を受けておりませんが、SAM社の英国法律顧問に送付された書類（以下、本件送付書類）を通じて原告の主張と請求の内容を認識するに至っております。本件送付書類によれば、原告はSAM社を含む共同被告らが原告に対して1,417.5百万ユーロの損害金（及び遅延利息）の支払いを求めています。

### ■本訴訟の提起から現在に至るまでの経緯

上記の通り、SAM社（及び他の共同被告）に対し、原告により2022年11月2日付で英国裁判所に損害金等の支払を求める訴訟が提起されました。英国民事手続規則に従い、原告は2023年5月2日（現地時間）までに訴状及び請求明細書をSAM社に送達しなければならないところ、2023年5月5日（現地時間）現在、SAM社は本訴訟に関連する訴状及び請求明細書の送達を受けておりません。

したがって、当該送達期限を延長する旨の英国裁判所の命令が無いことを前提とした場合（なお、SAM社では当



該命令の有無につき承知しておりません。) 、当該送達期限は既に経過したものとSAM社では認識しており、今後SAM社において本訴訟に関し特段の措置を講ずる必要はないものと判断しております。

■ 今後の見通し

本訴訟が当社グループの業務へ与えた影響は軽微でした。また、本訴訟に要する弁護士費用等について、既に会計処理済であり、当社の連結業績に与える影響は軽微でした。

今後、新たに開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

■ ご参考

2022年11月22日プレスリリース「当社子会社に対する英国での訴訟に関するお知らせ」

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/8739/tdnet/2209752/00.pdf>

以上

■ 本件に関するお問い合わせ先

スパークス・グループ株式会社 経営管理部  
TEL : 03-6711-9100 / FAX : 03-6711-9101